

日本の真ん中から未来の真ん中へ。

ひらけNAGOYAポテンシャル



令和5年度 名古屋市スタートアップ等 販路開拓支援補助金のご案内

名古屋市では、東京23区内に新たに拠点を設けて事業活動に取り組もうとする中小企業等に対して、その開設に要する経費の一部を補助します。

受付期間	令和5年4月1日から令和5年12月28日まで ただし、補助事業の認定前に入居契約を締結した場合は対象外となります。
受付場所	名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流室 (名古屋市役所本庁舎5階) ※面談等により補助要件に該当するかを確認させていただいた後に申請書の様式をお渡します。

補助対象となる拠点 (※1)	オフィス				
補助金種別	スタートアップ	チャレンジ			
補助対象事業者 (※2)	名古屋市内に本社機能を置く 創業5年以内の中小企業	名古屋市内に本社機能を置く 創業5年超の中小企業			
補助要件	最低投資額 (※3)	60万円	100万円		
	従業員要件	—	従業員1名が常駐(※4)		
	開設時期	令和6年2月末日までに拠点を開設すること			
補助対象経費 (※5)	賃借料（共益費を含む。）の6か月分 ※消費税は対象外です。				
補助率	補助対象経費の2分の1				
補助限度額	100万円				

※1 コミュニティ型ワークスペースの専有デスクも対象となりますが小売店舗・飲食店
・宿泊施設・工場・介護施設などは対象外となります。

※2 過去5年以内に東京23区内に拠点を設けていた場合は対象外となります。

※3 最低投資額は6か月間に必要となる賃料等の総額となります。

※4 常駐とは月に10日以上勤務することをいいます。

※5 敷金・礼金・保証金又はこれに類する経費や本市の他の補助金の交付対象として申請する経費は補助対象経費に含まれません。

裏面の「申請にあたっての注意事項」についてもご確認ください。

【申請にあたっての注意事項】

- 1 事業認定申請後、外部有識者による意見聴取会に参加いただきます。
(年4回開催：6月、9月、12月、2月に開催予定です。)
- 2 入居契約の締結は、事業認定申請後に行ってください。事業認定申請前に契約を締結された場合は補助金の対象外になります。
- 3 事業認定申請にあたっては、東京23区内の事業所開設5年後の成果目標及び事業所の配置見込を記載した「事業計画書」を作成していただきます。
- 4 事業認定申請書には以下の書類を添付していただきます。
 - (1) 認定申請日の前3か月以内に発行された履歴事項全部証明書。ただし、個人にあっては認定申請日の前3か月以内に発行された、個人番号の記載のない住民票の写し
 - (2) 貸借対照表及び損益計算書又はこれらに準ずるものの写し（直近2事業年度分）
ただし、個人にあっては所得税青色申告決算書又は収支内訳書の写し（直近2年分）
 - (3) 認定申請日の前3か月以内に発行された本市の市税に関する滞納がない旨の証明
 - (4) 補助対象経費にかかる資料（契約内容がわかる書類や見積書などの入居費用が確認できるもの）の写し
- 5 提出いただいた「事業計画書」の内容を変更される場合は、事前に届け出て市長の承認を受けていただく必要があります。
(開設後5年内に開設した事業所を閉鎖・移転等する場合など)
- 6 補助金の交付にあたっては、以下の条件が付されます。
 - (1) 交付申請年度の翌年度から5年の間に、補助事業者が代表者、住所又は組織等を変更したときは、代表者等変更届（本市指定様式）に必要な書類を添付して速やかに市長に届け出ること。
 - (2) 交付申請年度の翌年度から5年の間は、市内の本社機能等を市外へ移転しないこと。
 - (3) 交付申請年度の翌年度から5年の間は、市内の事業所の規模を縮小しないこと。
 - (4) 規則及び要綱の規定並びに関係法令等に従うとともに、社会的な信用を著しく損なうような行為をしないこと。
- 7 補助対象経費（賃料）は、入居契約に基づく特約等による免除又は割引及び入居期間が1か月未満である場合の日割り等がある月を除く最初の6か月間の月額分となります。
(申請年度の3月末までに補助事業の期間が6ヶ月に満たない場合は翌年度に残りの月数分を申請いただきます。)
- 8 以下の条件に該当した場合は補助金の減額・返還となります。
 - (1) 名古屋市補助金等交付規則、名古屋市スタートアップ等販路開拓支援補助金交付要綱又は交付条件若しくは条例その他関係法令等に違反したとき。
 - (2) 虚偽の申請等の不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
 - (3) 計画変更等により、補助金の交付決定額を減額すべきとき。
 - (4) 名古屋市スタートアップ等販路開拓支援補助金交付要綱に規定する補助事業者としての要件を欠くに至ったとき。
 - (5) 補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度から5年内に本社機能を本市外へ移転又は本市内の事業所の規模を縮小したとき。
 - (6) 市税を滞納したとき。
 - (7) 重大な法令違反又は社会的な信用を著しく損なう行為をしたとき。
 - (8) その他補助の目的が達成されないと市長が認めたとき。
- 9 補助金の返還が必要となった場合は、補助金返還金のほか加算金を収めていただく必要があります。

■お問合せ先

名古屋市 経済局 イノベーション推進部 産業立地交流室

〒460-8508

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号（本庁舎5階）
TEL：052-972-2423 FAX：052-972-4135
MAIL：a2423@keizai.city.nagoya.lg.jp
<http://www.city.nagoya.jp/keizai/page/0000054708.html>



◇名古屋ビジネス進出サポートサイト (<https://nagoya-potential.jp/>)
「日本の真ん中から未来の真ん中へ。ひらけNAGOYAポテンシャル。」

